

平成 27 年 12 月

甲斐市定例市議会議案

甲 斐 市

平成 27 年 12 月 10 日 提出

甲斐市長 保 坂 武

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第77号	平成27年度甲斐市一般会計補正予算(第5号)	1
議案第78号	指定管理者の指定の件	3
議案第79号	指定管理者の指定の件	5
議案第80号	指定管理者の指定の件	7
議案第81号	指定管理者の指定の件	9
議案第82号	指定管理者の指定の件	11
議案第83号	指定管理者の指定の件	13

議案第 77 号

平成 27 年度甲斐市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 27 年度甲斐市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
神明温泉志麻の湯及び志麻の里ことぶきセンターの指定管理について協定を締結すること	平成28年度から平成30年度まで	48,900
百楽泉及び甲斐市共同福祉施設の指定管理について協定を締結すること	平成28年度から平成30年度まで	81,600
釜無川レクリエーションセンターの指定管理について協定を締結すること	平成28年度から平成30年度まで	77,400
甲斐市双葉ふれあい文化館の指定管理について協定を締結すること	平成28年度から平成32年度まで	188,238

指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び甲斐市民温泉条例（平成 16 年甲斐市条例第 138 号）第 3 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 神明温泉志麻の湯
位 置 山梨県甲斐市島上条 3123 番地

名 称 百楽泉
位 置 山梨県甲斐市宇津谷 1715 番地 1

名 称 釜無川レクリエーションセンター
位 置 山梨県甲斐市西八幡 4268 番地 6

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名

所在地 山梨県甲府市飯田三丁目 2 番 34 号
名 称 山梨交通株式会社
代表者の氏名 代表取締役 高野三雄

3 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

議案第 79 号

指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び甲斐市高齢者介護予防拠点施設条例（平成 16 年甲斐市条例第 109 号）第 4 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 志麻の里ことぶきセンター
位 置 山梨県甲斐市島上条 3123 番地

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名

所在地 山梨県甲府市飯田三丁目 2 番 34 号
名 称 山梨交通株式会社
代表者の氏名 代表取締役 高野三雄

3 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び甲斐市双葉共同福祉施設条例（平成 16 年甲斐市条例第 133 号）第 3 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 甲斐市双葉共同福祉施設
位 置 山梨県甲斐市宇津谷 1715 番地 2

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名

所在地 山梨県甲府市飯田三丁目 2 番 34 号
名 称 山梨交通株式会社
代表者の氏名 代表取締役 高野三雄

3 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び甲斐市コミュニティーホール双葉条例（平成 16 年甲斐市条例第 128 号）第 3 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 甲斐市コミュニティーホール双葉
位 置 山梨県甲斐市岩森 211 番地

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名

所在地 山梨県韮崎市一ツ谷 1895 番地
名 称 梨北農業協同組合
代表者の氏名 代表理事組合長 澤井 實

3 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び甲斐市地域し尿処理施設条例（平成 16 年甲斐市条例第 119 号）第 3 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 双葉登美団地地域し尿処理場
位 置 山梨県甲斐市龍地 1274 番地

2 指定管理者となる団体の名称

名 称 双葉登美団地污水处理施設管理組合

3 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び甲斐市双葉ふれあい文化館条例（平成 19 年甲斐市条例第 23 号）第 4 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 甲斐市双葉ふれあい文化館
位 置 山梨県甲斐市下今井 230 番地

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名

所在地 山梨県甲府市朝気一丁目 2 番 2 号
名 称 公益財団法人やまなし文化学習協会
代表者の氏名 理事長 高野 孫左エ門

3 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。